最低制限価格制度実施要領

（趣旨）

第１条　この要領は、鯖江市建設工事等競争入札に関し地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の１０第２項の規定により、最低制限価格制度の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

（対象工事）

第２条　最低制限価格制度は、設計額（消費税および地方消費税に相当する額を含む。）が２００万円を超える工事に係る入札に適用するものとする。

（最低制限価格制度適用工事における入札公告の記載事項）

第３条 契約権者は、最低制限価格制度を適用する工事（以下「適用工事」という。）を入札に付そうとするときは、入札公告において、当該入札に最低制限価格制度を適用する旨を明らかにしなければならない。

（最低制限価格と最低制限価格基準額）

第４条　契約権者は、適用工事を入札に付そうとするときは、予定価格のほか、最低制限価格基準額を設けるものとする。

２ 鯖江市財務規則第１０６条第１項の規定に基づいたうえで、予定価格調書に予定価格と最低制限価格基準額を併記する。

（適用工事に係る最低制限価格の設定方法）

第５条　契約権者は、予定価格に基準率を乗じて計算される額を最低制限価格基準額とする。

２　基準率は、設計額内訳に下記の基準率算定割合を乗じて得た額の合計額を設計額で除して得た割合とする。ただし、その割合が１０分の９．２を超える場合は１０分の９．２とし、１０分の７．５に満たない場合は１０分の７．５とする。

３　入札執行者は、予定価格と基準率をシステムに入力し、算出される率と金額を確定率と最低制限価格とする。

　確定率は、基準率に次のランダム係数を加えた値とする。

　ランダム係数は０．００００１から０．０１０００までの間の１０００通りの中から無作為に算出される最初の値とする。

４　入札執行者は、システムにより算出された最低制限価格（税抜き）の金額を電子入札システムに入力して入札執行し、落札者を決定するものとする。

基準率算定割合

２００万円を超える工事に適用する。

（１）直接工事費に１００分の９７を乗じて得た額

（２）共通仮設費に１００分の９０を乗じて得た額

（３）現場管理費に１００分の９０を乗じて得た額

（４）一般管理費に１００分の６８を乗じて得た額

（落札者の決定）

第６条　適用工事に係る落札者の決定は予定価格の制限の範囲内の価格で、かつ、最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者と決定するものとする。

２ 最低制限価格に満たない価格をもって申込みをした者に係る入札は、失格とする。

（その他）

第７条　この要領に定めのない事項またはこの要領の規定によりがたい事項については、契約担当者が必要に応じて別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成２５年４月１日から施行する。

この要領は、平成２６年４月１日から施行する。

この要領は、令和２年１０月１日から施行する。

この要領は、令和４年６月１５日から施行する。

この要領は、令和７年６月２日から施行する。

この要領は、令和９年１月４日から施行する。

最低制限価格制度実施要領運用基準

第１条　　最低制限価格は、入札時にシステムによりランダム係数を加算し算出するため、予定価格調書には予定価格と予定価格に基準率を掛けて算出する最低制限価格基準額を記載するものとする。（最低制限価格算定表⑦　円未満切捨て）

第２条　　最低制限価格基準率は小数点３位以下を切り上げるが、
０．９２以上の場合は０．９２
０．７５　未満の場合は０．７５とする。

第３条　　契約権者は入札執行前に決裁権者に予定価格調書の
４　予定価格
５　最低制限価格基準額
６　入札書比較価格　予定価格の 100／110 の価格
７　最低制限価格基準額の 100／110 の価格
の記載を依頼するものとする。
予定価格調書と最低制限価格算定表は封印し、入札執行時に開封するものとする。

第４条　　入札執行者は入札時に担当課立ち合いのもと、システムに予定価格（税込み）と基準率を入力し最低制限価格を算出するものとする。

第５条　　入札執行者はシステムにより算出された最低制限価格（税抜き）の金額を電子入札システムに入力して入札執行し、落札者を決定するものとする。
　最低制限価格は、予定価格に１０分の７．５を乗じて得た額から１０分の９．２を乗じて得た額までの範囲内でなければならない。

第６条　　入札執行者は、入札執行時に算出された最低制限価格を最低制限価格算定表に記載し契約決裁時に決裁権者の確認を受けるものとする。